

兵庫県公報

平成21年2月6日 金曜日 第2053号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	2
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	3
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等（水産課）	4
○漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（同）	6
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	7
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○同上（同）	8
○同上（同）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	9
○公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧（港湾課）	9
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	12
公 告	
○平成21年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施（広報課）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	14

告 示

兵庫県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
畠中整形外科・リハビリテーション科	尼崎市大庄西町1丁目10番15号	医療法人社団 輝正会	平成20年5月1日
井上歯科	同 市武庫之荘1丁目12-10	井上耕次	同 年7月1日
やすらぎ薬局 武庫之荘店	同 市南武庫之荘1丁目18-1-103	株式会社 アビメディカル	同 年5月1日
明石愛老園診療所	明石市魚住町清水3208番地	社会福祉法人 明石愛老園	同 年4月11日
鈴木内科クリニック	同 市魚住町清水2265	鈴木光太郎	同 年5月18日
かねだ心療クリニック	同 市大蔵谷字狩口181番地1 サニーブレイス朝霧 202号室	金田弘幸	同 年7月1日

YOSHIDAファミリー 一歯科	芦屋市東山町6-12 第3吉田ビル 201号	黄英一(吉田英一)	同 年5月28日
玉岡内科医院	加古川市加古川町粟津719番地の1	玉岡 康志	同 月1日
加古川訪問看護ステーション	同 市加古川町木村5-33	社団法人 加古川市・加古郡 医師会	平成20年4月1日
さかうえ歯科クリニック	宝塚市雲雀丘1-1-10 雲雀丘花屋敷駅ビル 2F	阪上 直樹	同 年6月2日
医療法人 輝誓会 あさひな歯科医院	三木市緑が丘町本町1丁目250番地	医療法人 輝誓会	同 月13日
ハートフル薬局	加東市東実751番地57	株式会社 ハートフル・ライフ サポート小島	平成20年5月26日
ライフ薬局 東条店	同 市新定559	株式会社 クラーレ	同 年7月1日



兵庫県告示第127号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
たご整形外科・外科	明石市花園町1-19	事業所名称	多胡外科医院	たご整形外科・外科	平成20年6月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地	開設者	廃止年月日
畠中整形外科	尼崎市大庄西町1丁目24番20号	医療法人社団 輝正会	平成20年4月30日
島本診療所	同 市東難波町4丁目8-19	島本 基	同 月19日
やすらぎ薬局 武庫之荘店	同 市南武庫之荘1丁目18-1-103	有限会社 アビメディカル	同 月30日
明石愛老園診療所	明石市魚住町錦が丘2丁目6番地の8号	社会福祉法人 明石愛老園	同 月10日
鈴木内科クリニック	同 市魚住町清水2241 たなかビル 1F	鈴木 光太郎	平成20年5月17日
玉岡外科医院	加古川市加古川町粟津719番地の1	玉岡 卓	同 年4月30日
加古川訪問看護ステーション	同 市野口町良野398-1	加古川市・加古郡 医師会 会長	同 年3月31日
辻井医院	三田市中町3-17	辻井 翠	同 年2月3日
朝来市和田山訪問看護ステーション	朝来市和田山町竹田2021	朝来市長	同 年3月31日



兵庫県告示第128号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、豊岡市、養父市及び美方郡の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
豊岡市	平成21年5月12日から同年7月17日まで (土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に 通知する期日	検査場所を指定した場合にあって は、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあって は、その質量計の所在の場所
養父市	平成21年6月23日から同年7月10日まで (土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に 通知する期日	
美方郡	平成21年4月14日から同年6月18日まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)の 期間で別に通知する期日	



兵庫県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県加古土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	西 川 宏	加古郡稲美町加古433番地の1



兵庫県告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成21年1月23日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	照来地区	平成21年2月6日から 同 月26日まで	新温泉町役場



兵庫県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市にかかる換地計画認可申請については、**適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。**

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
豊岡市	戸島地区	平成21年2月6日から 同月26日まで	豊岡市役所



兵庫県告示第132号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業（魚類養殖）の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公示番号及び免許の内容となるべき事項等

方位は真方位を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						地元地区		
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	市郡	区町	字
区第301号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	4月1日から3月31日まで	姫路市家島町ネジグロ地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町真浦西ダコの鼻 B 姫路市家島町真浦ネジグロ北の鼻	付記のとおり	姫路市	家島町	
区第302号	同上	同上	同上	姫路市家島町真浦新井の鼻地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町真浦場ヶ谷の鼻 B 姫路市家島町真浦新井の鼻 ア AとBを結んだ線上Aから50メートルの点 イ AとBを結んだ線上Bから50メートルの点 ウ イから253度150メートルの点 エ アから253度150メートルの点	同上	同上	同上	
区第303号	同上	同上	同上	姫路市家島町瀬の内	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町真浦網手の鼻 B 姫路市家島町坊勢えびす神社本堂中央 C 姫路市家島町西島小畑北の鼻 D 姫路市家島町西島オオゴ湾北側に設置した標識 E 姫路市家島町西島立石の鼻 F Eから332度の方位線と対岸の交点に設置した標識 G 姫路市家島町西島足部北の鼻 ア BとG、AとFを結んだ線の交点 イ BとG、AとCを結んだ線の交点 ウ BとD、AとCを結んだ線の交点	同上	同上	同上	

					エ ウから180度160メートルの点 オ エから270度590メートルの点 カ オから0度の方位線とAとFを結んだ線の交点				
区第 304号	同上	同上	同上	姫路市家島町西島オオゴ湾	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島立石の鼻 B 姫路市家島町西島足部の鼻南端	同上	同上	同 上	
区第 305号	同上	同上	同上	姫路市家島町西島東大寺馬場地先	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島桐ノ木鼻 ア Aから62度525メートルの点 イ アから75度120メートルの点 ウ アから165度450メートルの点 エ イから165度450メートルの点	同上	同上	同 上	
区第 306号	同上	同上	同上	姫路市家島町西島西大寺湾内	次の点A、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島島崎北端 ア Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ250メートルの点 イ Aから90度150メートルの点 ウ アから90度100メートルの点	同上	同上	同 上	
区第 307号	同上	同上	同上	姫路市家島町西島西オードモ湾	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島奥マルトバの鼻 B 姫路市家島町西島ハチガスの鼻 ア AからBを見通した線上Aから220メートルの点 イ AからBを見通した線上Aから520メートルの点 ウ イから57度250メートルの点 エ ウから147度200メートルの点 オ エから237度700メートルの点 カ オから327度500メートルの点	同上	同上	同 上	
区第 308号	同上	同上	同上	姫路市家島町西島江ノ浦地先	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島江ノ浦奥の鼻 ア Aから203度175メートルの点 イ アから147度100メートルの点 ウ イから237度100メートルの点 エ ウから327度100メートルの点	同上	同上	同 上	
区第 309号	同上	同上	同上	姫路市家島町西島小畑地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島小畑中鼻 B 姫路市家島町西島小畑南の鼻	同上	同上	同 上	
区第 310号	同上	同上	同上	洲本市由良成ヶ島南西岸地先	次の点のうちB、ア、イ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市由良成ヶ島切戸の鼻 B Aから160度の線と対岸との交点 ア Aから160度650メートルの点 イ アから70度の線と成ヶ島成山海岸との交点	同上	洲本市	由良1～4丁目 由良町由良 由良町内田 中津川組	

区第 311号	同上	同上	同上	南あわじ市 福良湾内洲 崎北岸地先	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市福良湾内洲崎防波堤西端 B 南あわじ市福良湾内洲崎栈橋付根 C 南あわじ市福良湾内洲崎南東防波堤先端 ア Aから26度100メートルの点 イ Bから43度200メートルの点 ウ Cから94度150メートルの点	同上	南あわ じ市		福良甲 福良乙 福良丙 潮美台
区第 312号	同上	同上	同上	南あわじ市 福良湾内洲 崎	次の点のうちA、ウ、イ及びBを結んだ線と洲崎南岸防波堤によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市福良湾内洲崎防波堤西基部 B 南あわじ市福良湾内洲崎防波堤東基部 C 南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤(中)南東端 ア Cから離岸堤に沿い北西へ20メートルの点 イ Aから250度100メートルの点 ウ Aから250度250メートルの点	同上	同上		同上
区第 313号	同上	同上	同上	南あわじ市 阿万塩屋町 田尻地先	次の点のうちC、ア、イ、ウ、エ及びオを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市阿万かれぞの鼻 B 南あわじ市福良石口鼻 C 南あわじ市田尻船合わせの鼻 D 南あわじ市福良釣島の鼻 E 南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤(南)南東角 ア CとDを結んだ線上Cから450メートルの点 イ AとBを結んだ線上Aから280メートルの点 ウ 南あわじ市福良湾内防砂堤西北端 エ 南あわじ市福良湾内洲崎離岸堤(南)北東角 オ エからEを結んだ線と最大高潮時海岸線との交点	同上	同上		同上
区第 314号	同上	同上	同上	姫路市家島 町真浦新井 の鼻地先	次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町真浦場ヶ谷の鼻 B 姫路市家島町真浦新井の鼻	同上	姫路市	家島町	

- 2 免許の申請期間 平成21年2月6日から同年3月6日まで
- 3 免許予定日 平成21年4月1日
- 4 漁業権の存続期間 平成21年4月1日から平成25年8月31日まで

付 記
制限又は条件

- 1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。



兵庫県告示第133号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年

法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市福良乙1658-13 沖野 誠 同 市福良乙1653-22 小林 新治	福良	福良漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年2月6日から同月20日まで
- (2) 縦覧場所 福良加入区 南あわじ市福良丙28 福良漁業協同組合



兵庫県告示第134号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神崎郡神河町杉字上ノ段965の25(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第135号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(地籍調査事業実施に伴う4級基準点の設置)
- 2 作業期間
平成21年1月10日から同年3月10日まで
- 3 作業地域
三田市横山町及び南が丘地内



兵庫県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年2月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年2月6日から2週間、東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 平 荘 大 久 保 線	加古川市神野町神野字井ノ沢1066番1から 同 市神野町石守字中芝996番1まで	旧	5.0から 7.0まで	123.0	
		新	5.0から 7.0まで 8.0から 8.0まで	123.0 129.0	



兵庫県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年2月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年2月6日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市八家字押木岩686番1から 同 市八家字下坂70番2まで	旧	16.0から 22.0まで	163.0	一部 予定地
		新	16.0から 22.0まで	162.0	



兵庫県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年2月6日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年2月6日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福 知 山 山 南 線	丹波市氷上町朝阪字鶴井678番1から 同 市氷上町油利字山下548番1まで	旧	8.0から 10.0まで	41.0	
		新	12.0から 14.0まで	41.0	



兵庫県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年2月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年2月6日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 青 垣 柏 原 線	丹波市青垣町栗住野字宮ノクゴ3番2から 同 市青垣町栗住野字五反田114番まで	旧	9.0から 14.0まで 13.0から 27.0まで	292.0 304.0	
		新	9.0から 31.0まで	292.0	



兵庫県告示第140号

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 名 称 兵庫県
 代表者 住 所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号
 氏 名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

2 埋立区域

(1) 位 置

ア 全 体

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番3に至る間の地先公有水面及び同市生穂1469番2から1465番を経て1464番に至る間の地先公有水面並びに同市大谷第1号53番の地先公有水面

イ 1 工区

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番3に至る間の地先公有水面

ウ 2 工区

淡路市生穂1469番2から1465番を経て1464番に至る間の地先公有水面並びに同市大谷第1号53番の地先公有水面

(2) 区 域

ア 全 体

次の各点のうち、1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和53年8月28日付け兵庫県指令港第24号の2の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +1.80mにより決定）、3の地点と4の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線、4の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域並びに5の地点から7の地点までを順次に結んだ線、7の地点と5の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分36秒

1の地点	基点から	306度08分08秒	633.85mの地点
2の地点	1の地点から	229度28分41秒	60.00mの地点
3の地点	2の地点から	319度16分52秒	31.44mの地点
4の地点	3の地点から	68度08分28秒	62.99mの地点
5の地点	基点から	287度11分47秒	694.66mの地点
6の地点	5の地点から	228度40分08秒	114.64mの地点
7の地点	6の地点から	318度40分08秒	33.10mの地点
8の地点	7の地点から	57度40分18秒	113.14mの地点

イ 1工区

次の各点のうち、1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和53年8月28日付け兵庫県指令港第24号の2の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +1.80mにより決定）、3の地点と4の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線、4の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分36秒

1の地点	基点から	306度08分08秒	633.85mの地点
2の地点	1の地点から	229度28分41秒	60.00mの地点
3の地点	2の地点から	319度16分52秒	31.44mの地点
4の地点	3の地点から	68度08分28秒	62.99mの地点

ウ 2工区

次の各点のうち、5の地点から7の地点までを順次に結んだ線及び7の地点と5の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分36秒

5の地点	基点から	287度11分47秒	694.66mの地点
6の地点	5の地点から	228度40分08秒	114.64mの地点
7の地点	6の地点から	318度40分08秒	33.10mの地点
8の地点	7の地点から	57度40分18秒	113.14mの地点

(3) 面積

ア 全体

4,572.08平方メートル

イ 1工区

1,447.99平方メートル

ウ 2工区

3,124.09平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 全体

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番5に至る間の地内及び同地先公有水面及び同市生穂1473番2から1469番2を経て1464番に至る間の地内及び同地先公有水面並びに同市大谷第1号53番の地内及び同地先公有水面

イ 1工区

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番5に至る間の地内及び同地先公有水面

ウ 2工区

淡路市生穂1473番2から1469番2を経て1464番に至る間の地内及び同地先公有水面及び同市大谷第1号53番の地内及び同地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各点のうち、アの地点からエの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域並びにオの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びオの地点とスの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分36秒

アの地点	基点から	308度37分33秒	511.35mの地点
イの地点	アの地点から	229度28分41秒	130.00mの地点
ウの地点	イの地点から	319度28分41秒	166.50mの地点
エの地点	ウの地点から	49度28分41秒	130.00mの地点
オの地点	基点から	285度41分18秒	585.77mの地点
カの地点	オの地点から	228度40分08秒	208.45mの地点
キの地点	カの地点から	318度40分08秒	154.34mの地点
クの地点	キの地点から	39度49分35秒	90.00mの地点
ケの地点	クの地点から	46度17分34秒	115.06mの地点
コの地点	ケの地点から	138度40分08秒	28.09mの地点
サの地点	コの地点から	228度53分51秒	35.00mの地点
シの地点	サの地点から	138度40分08秒	58.99mの地点
スの地点	シの地点から	108度58分56秒	79.88mの地点

イ 1工区

次の各点のうち、アの地点からエの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分36秒

アの地点	基点から	308度37分33秒	511.35mの地点
イの地点	アの地点から	229度28分41秒	130.00mの地点
ウの地点	イの地点から	319度28分41秒	166.50mの地点
エの地点	ウの地点から	49度28分41秒	130.00mの地点

ウ 2工区

次の各点のうち、オの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びオの地点とスの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分36秒

オの地点	基点から	285度41分18秒	585.77mの地点
カの地点	オの地点から	228度40分08秒	208.45mの地点
キの地点	カの地点から	318度40分08秒	154.34mの地点
クの地点	キの地点から	39度49分35秒	90.00mの地点
ケの地点	クの地点から	46度17分34秒	115.06mの地点
コの地点	ケの地点から	138度40分08秒	28.09mの地点
サの地点	コの地点から	228度53分51秒	35.00mの地点
シの地点	サの地点から	138度40分08秒	58.99mの地点
スの地点	シの地点から	108度58分56秒	79.88mの地点

(3) 面積

ア 全体

52,551.00平方メートル

イ 1工区

21,644.95平方メートル

ウ 2工区

30,906.05平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成21年1月8日

6 縦覧の期間及び場所

平成21年2月6日から3週間

関係図書は、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所及び淡路市水産振興課において縦覧に供する。



兵庫県告示第141号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名 河島幸三郎

住所 小野市上本町179-2

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 河島旅館

所在地 小野市上本町132-4、132-5、172-4、173-4

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局県土整備部建築第1課

縦覧期間 平成21年2月6日から同月19日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成21年2月6日から同月19日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

平成21年度全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」企画提案コンペの実施

平成21年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布及び広告掲載業務の委託を予定する者を決定するため、企画提案コンペを実施する。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

平成21年度「県民だよりひょうご」について、「見やすく、美しく、分かりやすく、手にとって読みたくなる、読んで役に立つ」広報紙づくりをするため、企画提案コンペを実施する。

2 企画提案コンペの概要

(1) 名称

平成21年度「県民だよりひょうご」企画提案コンペ

(2) 方法

紙面構成等の企画提案を求める。

(3) 提案対象

タブロイド判5ページの作品（1・4・5面カラー、2・3面モノクロ）

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局

兵庫県企画県民部知事室広報課地域広報係（以下「事務局」という。）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県第2号館4階）

電話（078）362-3019 F A X（078）362-3903

3 応募者の資格

企画提案コンペに応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 文章、デザイン（レイアウト）、写真等のすべてにわたって質の高い紙面を作成できること。
- (2) 2,399千部の編集、印刷及び配布等及び増刷号170千部の編集、印刷等ができること。また、世帯数の自然増等による発行部数の増加が生じて、契約金額の増額を伴うことなく、ただちに増刷・配布等の対応ができること。
- (3) 県政や県内の地域事情に詳しく、常に連絡可能なスタッフを配置できること。
- (4) 広報紙制作上必要な歴史的な写真や資料等を提供できること。
- (5) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (6) 災害等の緊急時には臨機の紙面差し替えを含め、「県民だよりひょうご」の発行を優先したスタッフ体制の確保ができること。
- (7) 文章、図の作成、写真のトリミング、レイアウトの変更等は、広報課が了解するまで何度でも（募集要項の別紙制作工程例にかかわらず）できること。また、紙面で使用した写真については、肖像権等の問題がある場合を除き、県が発行する印刷物等に自由に使用できるよう電子データで納品すること。
- (8) 発行後、速やかに紙面を指定する電子ファイル形式にして提供できること。
- (9) その他「県民だよりひょうご」の発行に関し、広報課の指示に柔軟に対応できること。

4 応募手続き

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

平成21年2月6日（金）から同月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 応募図書の受付

ア 受付方法

事務局に持参すること。

イ 受付期間

平成21年2月13日（金）から同月23日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時（2月23日（月）は午後2時）まで（正午から午後1時までを除く。）

5 募集要項の内容に関する質疑及び回答

(1) 質疑

ア 質疑の方法

事務局に郵送し、又は持参すること（募集要項の様式1）。

イ 質疑受付期間

平成21年2月6日（金）から同月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 回答

平成21年2月17日（火）までに質疑者へ郵送により回答する。

6 応募図書等

(1) 応募図書

ア 応募申込書（募集要項の様式2）

イ 会社概要（制作、印刷、配布に関わる会社すべてのもの。）

ウ スタッフ略歴

- エ 企画作品（7部。カラーコピーでも可。ただし、実寸であること。）
- オ 企画説明書（A4サイズ）
- カ 紙見本及び刷見本
- キ 制作費見積書及び広告料納入見積書
- ク 実際の配布に係る経由・期間等を明記した作業工程書（平成21年6月号）
その他審査の必要上、後日、追加の資料を求めることがある。

(2) 応募図書の著作権の帰属

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(3) 応募図書の提出後の取扱い

ア 応募図書は、非公開とする。ただし、応募図書の内容について公表の必要がある場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公開する。

イ 応募図書は、返却しない。

7 応募に要する費用

応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。

8 当選者の決定及び発表の方法

(1) 審査及び選考方法

ア 選考委員会において審査の上、最も優れた企画提案を選ぶこととする。

なお、上位候補者に対し、ヒアリングを行うことがある。

イ 県は、選考委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 当選者等の通知

応募者全員に、応募件数、応募者及び当選者の名称を文書で通知する。

9 当選者の当選後の取扱い

所定の手続きを経た後、当選者に平成21年度「県民だよりひょうご」の編集、印刷、配布業務及び広告掲載業務を委託する。

10 その他の応募条件等

「県民だよりひょうご」企画提案コンペ募集要項による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年2月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市米田町米田字平津前1002番1、1003番4、1019番41の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の3

タカミ建設株式会社 代表取締役 高 見 充

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年11月10日

兵庫県指令東播（建）第1-5-2号（20高砂）

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市北濱町西濱字大歳前471番4

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区都倉一丁目30番地

オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年9月8日

兵庫県指令東播（建）第1-8号（20高砂）

3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

養父市八鹿町八鹿字沖田1292番2、1294番1、1295番1、1313番、1314番1

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
京都府京丹後市大宮町口大野88番地
株式会社にしがき 代表取締役 西 垣 俊 平
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年12月12日
兵庫県指令但馬（建3）第1-1-3号（20養父）